

議第53号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

第43条第 3 項中「申請書に、仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約書の写しを添えて,」を「申請書を」に改める。

第47条の 2 を削る。

第49条第 4 項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第51条第 4 項を削る。

第57条第 2 項第 4 号中「100分の 5」を「100分の 8」に改める。

第61条第 1 項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「届出書に当該特約に係る契約書の写しを添えて,」を「届出書を」に改める。

第77条の 2 第 2 項中「及び第37条第 1 項第 2 号」を「, 第37条第 1 項第 2 号」に改め,「割合」の右に「, 第39条第 1 項の規定による販売, 第41条第 1 項第 2 号の規定による卸売, 第43条第 1 項第 3 号の規定による卸売, 第50条第 2 項第 2 号イに規定する卸売, 第51条第 1 項の規定による販売及び別に定める事項」を加える。

別表第 3 青果部の項を削る。

別表第4中

390
2,096
1,398
2,330
2,449
1,535
1,752
2,835
6,596,436
9,829,050
438,900
139
1,144
1,617,000
2,250,056
2,100
2,168
810

を

401
2,155
1,437
2,396
2,518
1,578
1,802
2,916
6,784,905
10,109,880
451,440
142
1,176
1,663,200
2,314,343
2,160
2,229
833

に改める。

別表第6 調理実習室の項中「5,000円」を「5,140円」に、「7,000円」を「7,200円」に、「8,000円」を「8,220円」に改め、同表備考2中「100円」を「10円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市中央卸売市場業務条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例別表第4及び別表第6の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い使用料の適正化を図るとともに、取引の円滑化及び業務の効率化を図るために必要な措置を講じる等の必要があるので提案する。